

森林整備発注標準

平成19年4月1日

1 発注基準

森林整備の発注基準は、森林整備に係る入札参加者登録要領に基づき申請のあった、経営事項の審査結果の総合評点、平均施業高、技術者数により別表のとおり、入札参加資格要件を定めるものとします。

- (1) 平均施業高は、登録申請（毎年3月1日～3月15日）年度を含めた、前3ヶ年の県工事の受注高の合計を3で除したものとする。ただし、県工事の受注実績が3年に満たない事業体にあつては、前3ヶ年内の県工事総受注高を3で除した値とします。
- (2) ランクへの格付けは、経営審査評点、平均施業高、技術者数の全ての条件を満たしていなくてはなりません。

別表（工事規模における競争参加資格）

ランク	工事費（消費税を含む）	格付け基準
A	無制限	林業技士及び間伐技術指導員がそれぞれ2名以上 平均施業高 50,000千円以上 経営審査評点 130点以上
B	20,000千円未満	林業技士及び間伐技術指導員がそれぞれ2名以上 平均施業高 30,000千円以上 経営審査評点 100点以上
C	10,000千円未満	林業技士及び間伐技術指導員がそれぞれ1名以上 平均施業高 10,000千円以上 経営審査評点 80点以上
D	5,000千円未満	林業技士及び間伐技術指導員がそれぞれ1名以上

2 発注方法

森林整備の発注については、「森林整備一般競争入札実施要綱」（平成19年4月1日施行）に基づき行うものとし、地域要件は設定しないものとする。